代 の 恩 蔭 制 度

梅

原

郁

U 8 に

は

恩蔭は任子、 優先する恩蔭制度が、時を同じくして整備されたということは、どのような意味を持つのであろうか。 なった宋において、 位職階を與えられる制度である。ひるがえって、隋唐あわせて三百年をこえる長い試行期閒をへた後、 力を試験によって公平に評價しようとする精神が横たわっている。これといわば正反對の、 宋代はそれまでに例をみなかったほど思蔭制度が整備された時代であったというと、 **蔭子、** 門蔭などさまざまに呼ばれるが、要するに主として父祖の官職の高下によって、子孫や親屬が自動的に官 皇帝を頂點とした巨大な官僚體制を作りあげる骨子となった科學制度は、 あるいは意外に思われるかも知れない。 個人の才能よりも父祖の既得權が 少くともその基本に、 新しい全國統一 個人の能 王朝と

僚制が成立した宋代でも、 階級を形成するに預って力があった。唐中期から五代と、長い社會變革の時代を通った後、 はその大部分が、 が正七品上に任ぜられるのにはじまってこまかく作られ、 笨 代 恩 膏粱の家とか世冑の家と總稱される世襲の特權階級で占められていた。そこでは任子の規定も、 蔭 制 度 唐の恩蔭制は必ずしも完全には崩壊せず、 吏部で實施される身言書判の銓選試驗と相俟って、 むしろ新しい事態に卽應した形で再編成されてゆくこと 科學制を軸とした君主獨裁文官官 牢固とした支配 一品官の子

魏晋以降の、

上品に寒門なく、下品に世族なしといわれた九品官人法時代はいうまでもなく、唐代にあっても、

要途の官僚

の

になる。

まれるいくつかの問題點を、 恩蔭制度は、 筆者は、近年、 やはり避けて通ることのできぬ一つの重要な柱であるという氣がする。この小論は、 宋代に一つのピークに達したと思われる中國の官僚制度の綜合的な解明に手を染めはじめている。 當時の官僚制の全體像を視野にいれながら概論しようとする試みである。 宋代の恩蔭制度とそこに含

その周邊」(『東方學報』京都四十八)を御參照いただければ幸甚である。 それ以前の寄祿官を括弧で附するにとどめた。なお寄祿官の內容やその他の官制上の用語については、 れた。ただこれによっても恩蔭制度の實質は、それほど大きな內容の變動がないため、本稿では元豐以後の史料については、 意味しかない。なお、第六代皇帝神宗の元豐三年(一〇八〇)に官制の大改革が行なわれた際、とくに寄祿官の名稱が一新さ 系である等級號棒に近似した位階であるから、 たい。從って恩蔭による遷官、轉官あるいは昇進という場合も、この寄祿官のランクをあげたりスライドさせたりするだけの えず前者を蔭補、 しくそれを與えられる場合と、旣に官位を持つていた者に蔭が與えられてさらに特別昇進する場合があるが、ここではとりあ なお行論に先だって若干の用語の統一を行なっておきたい。恩蔭というとき、これまで何ら官位を持たなかった白身人が新 または任子と呼んでおく。ところで、恩蔭で問題となる官の大部分は寄祿官、つまり現在の公務員の給與體 行論中、 位階と書いてある時は常に實職のない寄祿官を指すと考えていただき 拙稿「宋代の寄祿官と

第一章 恩 蔭 の 種 類

になり、 たて、任子が宋代ほど無暗に與えられた時代はなく、 それぞれの時代について、優れたセンスで問題點を指摘する趙翼は、『二十二史剳記』の中で、「宋恩蔭の濫」という一項を | 歳出は限りなく増大し、國家の長計ではないと論じている。 (1) それは倖進の門を開くだけにとどまらず、民力を盡して冗官を養うこと

ある郊祀の場合に區分してよかろう。そして、これらの場合場合に應じて、恩典を受ける者の官位にもとずき、 呼ばれる退官の時、 口に宋代の恩蔭といっても、その中にいくつかの種類がある。大別すると、(1)皇帝の誕生日である聖節、 與えられる位階が複雑に定められている。以下項目をわかち、 (3) 死後の遺表(遺書) ならびに戦死、 殉職の際、(4)即位などの臨時的な恩典、 關連した事柄をまじえつつ説明を加えてゆこう。 5 天地の祭典で 蔭が及ぶ範 $\widehat{2}$ 致仕と

(1) 聖

節

數の者に恩蔭が與えられていたようであるが、治世の終りに近い至道二年(九九六)に、 時期には、 皇帝の誕生日には、 その中に蔭補が加えられていた。それは、二代皇帝太宗の全國統一以後で、最初は、 それぞれ特別な名稱がつけられ、 祝賀行事が行なわれたあと、いろいろな恩典が施されるが、 その時々の狀況に應じて少人

多くが年齒もゆかず、 しかし、 の親族がやっと右侍禁という下級武階を得た例などに照らしても、聖節で蔭補される範圍はまだ限られていたと考えられる。 東上閤門使という武階のかなり上位の寄祿官にいたにもかかわらず蔭補を認められず、副宰相格に近い簽書樞密院事の韓崇訓 れる出身が何を指すか若干の疑問は殘るが、とりあえず、科擧の進士出身、あるいは諸科の同學究出身の出身ととっておく。 に我がちに恩補を求め、 それから數年をへた景徳三年(一〇〇六)今度は眞宗の聖節である承天節に際し、契丹との外交交渉で活躍した曹利用が、 という詔勅が出され、 壽寧節 真宗時代に入って、それまでの緊縮政策が緩和され、さらに急速度で放漫に流れてゆく状況の下では、 宋の恩蔭制度は、 (太宗の聖節)には翰林學士と兩省(中書・門下)五品、尚書省四品以上は一子に出身を賜わる。 いながらにして俸祿をむさぼり、 子と孫か親兄弟でないとこの特典はおおむね認められなかったといわれている。ここで子孫に與えら またそれが認められたようで、恩蔭規定の法制化が試みられる一方、早くも、 この真宗の末期に近い大中祥符八年(一〇一五)にその骨組ができあがっており、 かえって苦學力行の士が下位に沈滯するという聲があがっている。 郊祀や誕節の任子は、 聖節の恩補規定 有力者を先頭

宋

正從一品格

正從二品格

正從三品格

正從四品格

正從五品格

正從六品格

武 官(特)

第1表 大中祥符8年聖節·郊祀恩蔭一覽

宰臣·樞密, 節度使 (帶平章事)

使・節度使

樞密使・参知政事・樞密副使・宣徽

左右僕射・御史大夫・文明・資政殿 學士・六部尚書

三司使・翰林學士・侍講侍讀・龍圖・ 樞密直學士・上將軍・太常・宗正卿・ 御史中丞・尚書侍郎・留後・觀察使

給事中・諫議大夫・中書舎人・知制 誥・待制・三司副使・防禦使以下閣 門使・楓密都承旨

諸衞大將軍・少卿監・六部郎中・員

大卿監・少卿監(帶職)・刺史

外郎(帶職)・內諸司使

諸衞將軍・諸司副使

て

しょ

る

點

7

Ų٦

る

東

子	弟・姪・孫
東頭供奉官	左 侍 禁
西頭供奉官	右 侍 禁
左 侍 禁	左班殿直
右 侍 禁	右班殿直
右班殿直	三班奉職
三班奉職	三班借職
三班奉職	三班借職

三班借職

第Ⅱ表 恩蔭關係文武階對稱表

	文官 (選人 京官)	ĵ	武	1	ì		
下級選人	試銜 太廟齋郞 郊社齋郞	Ξ	班	借	職		
	判司簿尉 (三考以上)	Ξ	班	奉	職		
古 级 猩 人	初等職官 知令錄(三考以下)	令錄 (三考以下) 右 班					
中級選人	初等職官 知令錄	左	班	殿	直		
上級選人	兩使職官 防團判官 令錄	右		侍	禁		
京官從九品	祕書省校書郞 正字 將作監主簿	4)T		不		
	太常寺太祝 奉禮郞	左	侍		禁		
上級選人	節度掌書記 觀察支使	西	百百	供 奉	佇		
京官正九品	大理評事		政	六 半	13		
上級選人	節度・觀察判官	東	तह	——	/iir		
京官從八品	諸寺監丞	米	以 只	广	日		

階をあわせ、

若干

修祿て

與えられる文武寄

の

ために、

蔭とし

になるが、

讀者

0

便

示すると上

一表のよう

れている。

これ

を表

もその

中にくみこ

ま

正しておい

た。

この

کے 點が注意される。 對 象 が、 子 ٤ 弟 姪 孫に區 分さ れ 後 0 Ł 0 とや Þ 違

借

職

まで

0

八

段階

0

官寄禄官

に限ら

n

東

頭

供

奉官

からニ

班

たっ

て、

蔭補

の

官

は

恩蔭表では、

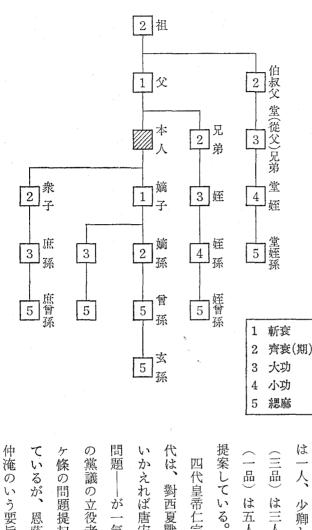
さし

あ

實施されたわけではな ほ ימ ところ 郊祀をは の宗族とすでに官位を持つ者は奏薦できな で、 じじめ 毎年めぐ 承 天節 6 つ 7 の 恩蔭 來る たとえば、 聖 は 一節ごとに 口 これから二十年たっ 0 申 請 同 12 人に いとで とどめ 恩 補 何 9 た規 度 0 た仁宗 特權を與えていては、 f 制 重 ねて が の慶曆元年 出されることになる。 は V け な Ų, ح 大變な數になることは いう詔勅や、(6) L かしこうし 諫官の孫沔は 承 天節 た規制は必ずしも嚴密 に は 目 次の 今後、 に見えて ように 子と孫以外、 い . る。 恩蔭 そこ 制 E 度

五〇四

れぬのに官に連なり、さまざまな出自の者も混る。 がなく、多い者は十人、二十人に至り、少くても五人から七人を下らない。 ことができる。皇帝の恩徳は極めて深いが、永制は確立していない。現在、 副使以上は郊祀ごとに、文官の知雜御史、武官の刺史以上は每年の聖節に、 景徳・祥符年閒にはしばしば大禮が行なわれ、廣く恩澤が施された。 文官では帶職の員外郎(七品相當)、 武官では諸司 賢愚を問わずすべて寄祿を貰い、おしめもと 臣僚と皇親、外戚は奏薦にこれといった定數 いずれも、子・孫・弟・姪の蔭補を奏請する



(一品)は五人というように人數を制限するよう(三品)は三人、尚書(二品)は四人、僕射以上は一人、少卿と給諫(五―四品)は二人、丞郎は一人、少卿と給諫(五―四品)は二人、丞郎

四代皇帝仁宗の治世半ばにあたる慶曆という時代は、對西夏戰によって國初以來の諸矛盾——いの黨議の立役者である范仲淹によって出された十の黨議の立役者である范仲淹によって出された十ケ條の問題提起の中にもそれがはっきりと現われているが、恩蔭の問題もその一つに含まれていた。

宋代

0

恩強制

度

五〇五

毎年の聖節の恩補は廢止すべきである。 (B) 兄弟二十人の京官ができることになる。これは濫進の極みというべきで、冗官冗費、ひいて人民の苦しみを招く。そこで 卿監は試銜に充てるようにする。恩補が每年あるとなれば、たとえば翰林學士以上の要職にいる者は、二十年閒で、子孫 真宗時代に入って恩蔭は急激に増加し、郊祀と聖節のたびに、知雑御史以上兩省までは子を京官(の寄祿官)に奏し、少

されていることからもそれはうかがえよう。 仲淹の上奏が出た直後に、 が、ことが高級官僚個々人の利害と最も密接にかかわっている以上、改革案がただちに額面通り採擇されることはむずかしい。 節の恩蔭が髙官一人一人に每年與えられていたことは明らかである。孫沔や范仲淹たちは至極當然の正論を述べているわけだ この上奏文や、數年のち張方平が、文臣の少卿監(從五品)以上は每年子弟を奏蔭するといっているところに照しても、 將來、 聖節の際、 大卿監(正五品)以上が恩澤を請い求めれば、 從來通り與えるという恩旨が發布

階級の共同の利害といっても、どこかで制限を加えざるを得ない狀況に追込まれる。 され、その場合も、恩蔭出身者の方が有力な保證人の後盾で有利な立場にたちやすいということになってくると、いかに特權(語) 身が巾をきかせ、悪貨が良貨を驅逐する狀況が顯在化し、さらに、差遣と呼ばれる實職ポストに常に三倍以上もの人員が豫定 しかし、大勢として、科擧以外の任子を中心としたいわゆる流外出身者が著しく增加し、 なかでもあまり能力のない恩蔭出

特權階級の內部でも恩蔭對策を眞劔に考えざるを得なかった當時の狀況を浮彫りにしていると言ってよかろう。 で、恩蔭出身にもかかわらず、 東之らの上奏が認められて、聖節の任子は、臣僚に關する限り廢止されることに決定した。この李東之自身が宰相李迪の長子 限する一策として、仁宗の聖節である乾元節の任子を子と孫に制限し、それ以外の期親 范仲淹の上奏から六年をへた皇祐二年(一〇五一)、御史の何郯は、 平均三年閒に千人以上という恩補その他の入官者を制 ―は郊祀一回、そのほかの親族は郊祀二回に一蔭を與えるよう提案した。 そして五年のちの嘉祐元年(一〇五六)、 後述する進士出身の資格を獲得し、 龍圖閣直學士という高い館職を持つ人物であったことは、 ――一年の喪のかかる親族、つまり齊 ともあれ、宋

2) 致

仕

が、宋代にはこれに恩蔭が加えられる。 に對しては、 てをかえして白身人に戾るわけではなく、實職を離れるだけであるから、守本官致仕という表現も使われる。こうした致仕官 かろう。 官職を君王にかえすことを原義とする致仕という言葉は經書に由來するが、宋代では停年退官と考えていただければよろし 致仕の年は七十歳が標準だが、それより以前に退職する場合は引年致仕と呼び、またそれが本来意味する、官職すべ 致仕の時にその寄祿官をあげてやり、以後それにもとづいて俸給の半額をいわば年金のかたちで支給するわけだ

を設けて法規で規定されていたというわけでもない。高官、とくに皇族、 十致仕を圓滑に行なう含みも擔っていた。 密接に關連し、 した特權をできるだけ長く享受しようと七十致仕を承服しない場合も少くない。從って髙齢者退職の問題は冗官冗員問題ともした特權をできるだけ長く享受しようと七十致仕を承服しない場合も少くない。從30 いったい七十致仕というのは、現在の國公立大學の停年制にも似たいわば申し合わせのようなもので、必ずしも嚴密に罰則 政府は硬軟兩樣の構えで對處せざるを得なくなる。致仕官に恩蔭を授與することは、そうした恩典によって七郎 外戚關係者の多い上級武官たちは、恩蔭をはじめと

奏薦し、 められ、數年のちの明道元年(一〇三二)には、員外郞以上で致仕した者 は その 子を 祕書省校書郞(京官從九品)に、三丞 宗の天聖四年(一〇二六)以後のことになる。まず郎中(六品)以上で致仕した者には一子に官を與えることを例とするとき宗の天聖四年(一〇二六)以後のことになる。まず郎中(六品)以上で致仕した者には一子に官を與えることを例とするとき 大削減の時に、大兩省 (御史) 以上は太廟齋郎 致仕官の子弟に恩補が與えられている例は早く太祖時代にも見られるが、きちんとした制度ができるのはずっと遅れて、仁(②) 同宗無服の親は奏薦できない。三丞以上は恩補が削られ、 (中書・尙書) 以上はこれまでより一ランクおろし、 (選人待遇) を與えることになっている。 親屬の官員に優便官 致仕恩補の規定は、これより二十數年後の嘉祐元年の恩蔭 郎中と員外郎は、子か孫、 (希望の實職ポスト) あるいは弟か姪一人を

宋

代

が、 う改正された。ただ、この改正ものちに變更がくりかえされたようで、南宋の『慶元條法事類』によると、(3) られた者と侍御史は一人となっている。因みにこの『慶元條法事類』には恩蔭關係の令・勅・格・式が豐富に載せられている(8) あった者と現に節度使の肩書を持つ者は二人、 恩蔭を與えられる中級致仕官の規定を一つひいておこう。 かつて宰相となり、また現に三少、使相(節度使と同平章事の肩書を一緒に持つ者)は三人、四、執政官、 (パ) 太中大夫 (文) と右武大夫 (武)、かつて尚書省の侍郎、 臣僚致仕の時は、 諫議大夫に任ぜ 三少、 使相で

び、 受けてから三日以内に、 から武翼大夫(供備庫使)まで(諸司使と總稱される武階)で、致仕を乞うて轉官(自身の陞階)を望まぬ者は、 諸々の中大夫(元豐以前でいえば祕書監、 武官で遙郡刺史の肩書を持っている場合は、ほかに親族一名の恩澤を乞うことができる。(8) 州が保證した書類を揃え、本宗の緦麻以上の親一人を蔭補することを許す。うち文官で館職を帶 正五品)から、朝奉郎 (員外郎、正七品) まで(文階)と、武功大夫(皇城使) 解令を

けられていた。話しが横道にそれるが、その一つを紹介したい。 天子の恩徳としても妥當でないときめつける。こうした反對論のためもあって、致仕官の蔭補にはいろいろこまかい手續が設 の一つとして、員外郞致仕の蔭補を槍玉にあげ、選人から、擧主(推薦保證人)を得て京官にのぼれば、 いぜい州の副知事で、 さて、致仕官の恩蔭に對しても批判的な意見をまま見ることができる。たとえば南宋末の有名な政論家葉適は、 功績といってもとりたてていう程のことはなく、それが致仕したからとて任子するとは、義に叶わず、 員外郎まで來てもせ 任子の弊害

をめぐるトラブルがみられる。すなわち、 達する。 の恩典は無效だという議論が出た。この時は特別許可の詔勅が出されたが、先の葉適の言にもあったように、 致仕蔭補の申請を受けた該當の州では、 政府の辭令が到着し、致仕者本人が直接それを受取ってはじめて恩蔭が發效した。すでに北宋の早い時期にこの手續 その子九齢を試校書郎 (試銜) 申請書と本人ならびに蔭を受ける子弟の家狀に、 虞部郎中(從六品)の魯傑は九月七日に致仕の申請を提出し、 に蔭補することになったが、傑は辭令の屆く前の九月二十五日に死亡したため、こ 保證狀を添えて、 十月七日に勅(欝令) 七品から六品の 馬遞で中央に送

恩蔭の形で何としても官位を繼承させ、 員外郎から郎中というところで致仕するような官員は、必ずしも優秀な人物とはいいにくいだけに、逆に彼らにしてみれば、 髙級官僚よりもいっそう眞劒であるとさえ考えられる。北宋元豐年閒の書といわれる楊延齢の『楊公筆錄』には、そうした事 職役免除などの官戸としての特權をはじめ、 社會的地位や財産の保全をはかることは

情を裏書きするような一話をのせている。

がり、 ている。こうして十數日たち、人々はもう亡くなったのではないかと思っていたところへ辭令が送られて來た。 自分自身が蘇令を受取って始めて恩蔭が發效する。病狀はすすみ、薬も喉を通らず、まわりでは早くも柩などが用意され 知事と仲の惡かった廖は、人をやって直接それをベッドに屆けさせたが、辭令が來たと告げられると、 磁州の知事だった廖子孟が病氣にかかった。五、六歳の愛兒のために彼は致仕の恩例を得ようと考えた。 笑をうかべて兩手で拜領し、それが終ると長逝してしまった。 (3) 目を開いて起きあ しかし法規では 同僚の副

かがえるのである。 が、 ていると述べられている。中大夫より一階上の太中大夫 れば恩を與えられず、病氣にかかってから致仕の恩を求めた家では、 令が出されれば、本人が亡くなっても蔭補されるが、中大夫 (秘書監 この話しのような事件はよく起ったとみえ、北宋の徽宗の宣和年閒にも、 五. ・六品の中級官僚はそれがなく、 在職中もし重病にかかれば、 (從四品)以上ともなれば、次に述べる遺表の恩に預ることもできる 致仕を願い出て何とか蔭をとっておこうとした心情が**う** 本人が死亡すれば喪をかくして期限に閒に合わそうとし 正五品)以下は、 朝請郎から朝奉郎 致仕を求めても受勅が生存中でなけ (元豐以前の員外郞) の蔭は辭

(3) 遺

恩

察署長などが戦死や殉職した場合の弔慰をかねた論功行賞である。 蔭補が認められる第三は主として高官がなくなった時の遺表 (遺書) にもとづく恩蔭と、それとは逆に下級武官、 地方の警

宋代の恩蔭制度

たちの各房の最長孫一名に與え、次に諸子各房の順序に從って諸孫に與えてゆくといった規定もその一つである。またこの恩 使相は五人、 蔭は申請の有效期限が最初で十年もあり、 かな規定が作られていることが知られる。例えばこの恩蔭は子供の長幼順に與えられるが、もし子が官を持っておれば、子供かな規定が作られていることが知られる。例えばこの恩蔭は子供の長幼順に與えられるが、もし子が官を持っておれば、子供 もしくは外戚で、當然これまでも數々の恩蔭を得て來た人たちである。このため『慶元條法事類』などをみても、 象として、服喪と長幼の序に從って恩補が與えられる。遺表の恩蔭に浴する者は一見して明らなように文武ともに最髙級官僚⁽³³⁾ と承宣使 った分を遺表の恩の該當者の顏さえ知らぬ孫や曾孫に與えることも、これで可能となる仕組である。 前者は當時の用語では遺表の恩と呼ばれる。 (節度使につぐ髙位でもと留後といった)は四人、觀察使は三人とされている。いずれについても緦麻以上の親を對 (H) かつて執政(副宰相)だった者及び現任の節度使は四人、ハ 太中大夫以上は一人、 臼 のちに十五年という長期に延長されている。すでに子孫ほとんどが恩蔭を受け、(3) 『宋史』によれば、遺表蔭補は、 (1) かつて宰相になった者及び現任の三少と 武臣の諸衞上將軍 かなりこま

表の恩がすんでいたようには思われない。まず宋初の例を拾うと、南唐征服の總司令官として活躍し、 ことをかさにきて、髙い位階を次から次へと手にいれたが、その遺表骨肉恩澤は十人といわれている。 躍しており、ここでいう親族の中には當然入っていなかったと思われる。なおこの曹彬の孫の曹佾は姉が仁宗の皇后であった 琮の七人の男兒がおり、 まで進んだ曹彬が亡くなった時には、 遺表の恩は南宋では上述したような基準があるわけだが、實例を調べてみると、少くとも北宋では、こうした基準だけで遺 玘が文官となった以外、名將の譽れ髙かった曹瑋をはじめ、すべてが當時すでに武官に蔭補されて活 親族、門客、 親校で官を拜する者十餘人と言われる。彼には璨、 珝 のち樞密使 璋、 (執政)

要の兄の子朱濤に蔭補が與えられたことは『宋史』の本傳に照して疑いない。 進士出身を賜わったとある。 また景徳元年(一○○四)、五十八歳で薨じた宰相李沆の場合は、三人の弟と、一子と甥、そして妻の兄の子にいずれも同 全員が同進士出身という點は疑問が殘るが、弟の贄、 源、維と、 一子の宗簡、 そして甥の蘇昻と、

さらに下ると、英宗擁立に大功があり、 また宋の新興官僚の頂點にたつ宰相韓琦の遺奏の恩が目につく。熙寧八年(一〇七

五 職經歷) った末子の嘉彦は、 『琬琰集删存』におさめられている李清臣の韓忠獻公琦行狀によって確かめると、 琦の喪があけるのを待って、 をのぼし、 端彦は一官を遷し、孫の治は進士出身、子の嘉彦と孫の澡、 武官のくせに文階の大理評事 遺奏により息子の忠彦は直龍圖閣の館職を與えられ、 (正九品)を受け、幼い孫たち及び王景修に嫁いだ長女の子王幾道が大理寺 治、 神宗の娘齊國公主と結婚して駙馬都尉とな 誠 孝彦、 **娘の子王幾道が文階を按排された。** 純彦、 粹彦は一任 (三年の實

典的なものが多いということである。 上的意味を持っていたといってよかろうか。 ったかもしれぬが、 こうしたいくつかの例からうかがえることは、成程遺表の恩の人數は曹佾のような外戚の特例で十人、宰相で五人程度であ それは蔭補の人數に限られ、 遺表の恩は、 それ以外の遷官は別に存在し、また蔭補も京官寄祿とか、 高級官僚にとって、これまで何十人と得てきた子孫・親族への恩補の總仕 賜進士出身とか特

丞や太常寺太祝などの京官寄祿官を貰ったことが判る。

選人格の位階が授與されるにほかならない。 事活動 はり『慶元條法事類』卷十二の「沒於王事」にいくつかの勅令が見えるが、要するに戰死した將校クラスの軍人、 ま一つの遺恩は、 盗賊逮捕などに際して殉職した縣尉 王事のために歿した人たち、つまり戦死あるいは殉職者に對する恩蔭である。 『長編』を調べるとこうした實例を六十近く檢出することができる。 (縣の警察署長)や巡檢(廣域パトロール部隊長)などの子弟に下級の武階か その法制上の規定は、 あるいは軍 Þ

ったと言える。 規があったとも思えないが、 眺められる存在である。 る最も低い武官グループであり、 ない人たちばかりである。 この恩蔭を受ける者は、 なお元豐の官制改革の直後には、 その子弟に與えられる蔭は、 武官, **戰歿した將校たちの位階は、三班借職から內殿崇班に至る十段階の使臣あるいは三班使臣と呼ばれ** 大まかなところ、武官の場合は最下級の三班借職か奉職、 文官になおすと表Ⅱで明らかなように、その大半は京官にも入らぬ選人クラスという感覺で 文官を問わず、その殆どが科擧出身者ではなく、また中央政府へ進出することともまず望み 戰歿、 戦功の狀況や本人の地位などと關係し、 殉職者の親屬を承奉郎 (文官從九品) 文官では郊社齋郎か太廟齋郎が普通だ その數や位階にきちんとした法 以上、 使臣, 三班差遣 ·借差

宋代

無定河に沿う要地永樂城が西夏の包圍軍に攻めおとされ、蕃漢の官員二三〇人、兵一萬二千が全滅した時には、 西北邊境地域の將校クラスの軍官の世襲という點などでは若干問題となろう。元豐五年(一〇八二)の秋、 ると規定されている。蔭補される人數は多くても三人どまりで、高級官僚の恩蔭ほど影響はなかったかもしれないが、とくに(4) 殿侍(この三者は借職以下で武官の選人に相當する)に錄用した場合、年が若くて職務につかぬ時でも俸錢と衣糧は支給す 奉職、 借職一五六名を中心に、四百人近い人たちに戰死の恩蔭が與えられているのである。 (望) 陝西省延安の北' 將校クラス九

こ) そ の 他

につく二三を拾っておきたい。 上述した三種の恩蔭と次に章を改めて説明する郊祀の恩のほかに、なお臨時に恩補が與えられることがあった。その中で目

光は、 光は、 この恩典はそれ以後も繼續して行なわれたようである。 けない場合は太廟齋郎にとどめるという四等に分けた恩補が實施された。仁宗をついで英宗が卽位すると、諫官であった司馬(《) 受験したことのある者は試大理評事と試祕書省正字に、その他は試校書郎とし、形式的に學士院で試験を行なわせ、それを受 てまつるならわしがあるが、この賀卽位進奉人に對して、恩補が適用される。それはすでに二代皇帝太宗の卽位の時に行なわ まず皇帝卽位の大典に際し、各路の轉運使や提點刑獄、 試銜と三班が與えられたことが知られる。また乾興元年 (一○二二)、四代皇帝登極の時の進奉人には、 この恩蔭を廢止するよう提言した。この時は、轉運使以下に對して、官職の高下、親族の遠近を問わず一例に恩澤を及 三班の軍職か、幕職州縣官に任じ、親屬でなければ太廟齋郞か差使殿侍(三班以下の武官)にする豫定であった。 五服以内の親屬は順序をつけて一官を與え、それ以外は金帛を與えるという改革案を唱えた。しかし結局のところは、 これは五代藩鎭時代の御氣嫌とり政策の名残りであって、もし進表人がすべて官を貰えば入仕の人が敷百人も増えると あるいは州軍の知事たちが親屬を國都に派遣して、慶賀の上表をた 進士科、諸科を

論ずることにしたい。 携さわって病歿した者にも與えられ、 の姪の拱辰が太廟齋郎を貰っている。このような文化業績に關連する恩蔭は、ほかに、『寶訓』や『國史』『實錄』などの編纂に(3)(3) 子の形がやはり將作監主簿に補せられた。さらに七年をへて、恐らく旦の歿後であろうが、妻の盛氏が『續演聖論』を獻じ、 四年近くたって、 手傳って、將作監 の口ききも手傳って、 は太平興國三年(九七八)の狀元であったが、宰相趙普と盧多遜を非難したため太宗の怒りを買い、のち眼を患らったことも スである。 次に目にふれる恩補としては、自己の著作や藏書を獻納した場合、いわば文化事業への貢獻の代償という形で出されるケー その實例の一部は『宋會要輯稿』崇儒の「獻書陞秩」に集められているが、とくに胡旦の恩蔭が目立っている。 宋の恩蔭は 旦はこんどは『演聖通論』七十二卷をはじめ、『唐乘』『五代史略』など總計二百卷以上の著作をたてまつり、 (從五品)で致仕した。晚年、 致仕官を秘書監(正五品)にひきあげられ、その子彬は將作監主簿(從九品)を與えられた。それから (5)の郊祀大禮と最も深く結びついている。以下章を改め、宋代に於ける恩蔭制の變遷とからめて その他、 官員の孝子、狀元のあまりできの良くない子弟に對する特例なども散見する。 春秋の意をもって漢四百年の歷史を綴った『漢春秋』を獻じ、實力者王欽若

第二章 恩蔭制度の推移――大禮を中心に―

事では決してなかった。 天の子であり、 現實的には あらゆる神々、 地上における最高權力者である皇帝は、三年に一度、國都の南郊にしつらえられた祭壇(天壇)で、 種のボ 山川や祖先を祭るならわしである。宋のころになると、この大ページェントは、 1 ナスをはじめとした恩典授與や大赦などの定期的儀式の意味もにない、單なる空疎で無用な行 皇帝の權威の誇示と 天地を

『宋史』の本紀をもとに、 『皇宋十朝綱要』その他を使って調べてみると、宋代三一九年の閒に郊祀は九十八回以上を數え、

宋代の恩蔭制度

窺えるが、それはさておき、この郊祀大禮で與えられる恩補の制度に話しをうつすことにしたい。 咸淳元年正月の郊祀を除き、
 があらわれている。特に嘉定八年(一二一五)以降、最後に大禮が實施された度宗の咸淳八年(一二七二)までの五十數年は 五十回にのぼる大禮の大部分が郊祀で、 明堂大禮は九月で、 國初草創期と南宋末を除くと、ほぼ三年に一回、 なうかわりに、 (一○五六) に始まる明堂の大禮が組みこまれている點をあげられよう。これは簡單に言えば、 宮中の明堂で大禮をすませておく一種の省略形式にほかならない。ただ、 むろん兩者どちらかが三年に一回あり、 一八回の大禮が悉く明堂で行なわれており、こうしたところからも、 明堂は八回にすぎぬのに對し、 正確に實施されている。 恩典は全く同じに與えられる。 南宋時代は郊祀十七回に明堂は三十一回と顯著な相違 宋代の郊祀の外面的な特長として、仁宗の嘉祐元年 郊祀が十一月に行なわれるに對して、 なおつけ加えれば、 南郊天壇で大規模に郊祀を行 宋朝の盛衰や國情の推移が 北宋時代は、

である轉運使と提點刑獄には、 體系の中に組みこんでゆくかが當面の問題となってくる。 れた官職を複雑に絡ませてできあがっている。 溫存しつつ、 られていった。太祖は、文武五品官以上の蔭子を認めたが、任子の位階はすべて攝大祝といわれた一方で、宰相の子が起家すられていった。太祖は、文武五品官以上の蔭子を認めたが、任子の位階はすべて攝大祝といわれた一方で、宰相の子が起家す る都虞候にも蔭補が授けられているのはその一例である。これら數多くの令外の官は、舊來の三省六部の官職體系と組合わさ(s) けでは十分おもてに現われてはいないが、 る時は水部員外郎 三代皇帝眞宗時代に宋朝自身の恩蔭制度が形を整えるまでは、 唐の恩蔭制は五品以上ということが一つの原則になっている。 封禪をはじめとしたお祭り騷ぎの大盤振舞いが一段落した時點で前章表Ⅰのような恩蔭制度が發布される。 宦官政治や節度使支配體制の中で生み出され、 (正七品)を加える例を作ったり、後の時代からみると必ずしも統一がとれてはいなかった。 眞宗治世の中(st) 文武官品を問わず、 唐の制度を下敷きにしつつもやはりそれと違って宋獨自の性格がいくつか指摘でき 新しい官職、 子または弟・姪・孫に恩を與えることを認め、 大中祥符八年の恩蔭規定に先だち、元年から二年にかけ、 日本流に言えば、最も廣い意味での令外の官を、どのように恩蔭 また五代から宋にかけて、 おおむね唐の制度が沿用され、少しづつそれに手直しが加え ところが、 宋初の官制は、 現實の政治の必要に應じて新しく作ら 唐代の三省六部制を建前として また師團長クラ えに 路の長官 この表だ 相當す

れて、 それに加えて注意されるべきは、宋の蔭補の親屬範圍の廣さである。仁宗の末年、やはり恩蔭制の改革を叫んだ范鎭の言葉 雑壓と呼ばれる一本化した序列が完成されるが、それは同時に宋の新しい恩蔭體系の枠ができあがった時でもあった。

それが崩れた理由は、 それがこまかく分けられている。そして高級官僚になればなるほどその枠が擴っているのである。 はとりたてて服喪の遠近にかかわらなかったが、天聖四年(一○二六)に至って無服の親屬の蔭補が認められなくなったと書 を借りれば、 いている。こうして、 唐代では五品以上が孫、三品以上が曾孫に蔭を及ぼせるにすぎず、兄弟、 蔭補される親屬の範圍は大中祥符には、子孫弟姪の四段階に統一されたが、 國初、 人材を集めるためにとられた優遇措置の名残りであるという。なおこれに關連して王栐は、 叔姪などは對象とできなかった。 次の慶曆の規定ではさらに 國初

考えて、 規定が明白にあらわれるのは天聖八年である。それは、かって中書、樞密や節度使に任命された者、 ことができるといっているところからみて、短期閒ではあるが、武階が被蔭補者の基準とされたのであろう。 階の右班殿直に蔭補された四人の孫を文階にかえて欲しいと奏請した時に、近勅で、今後、文官はただ文資を蔭として求める まだ推恩を受けていないケースであるが、子は校書郞か三班奉職、弟・姪・孫は試寺監主簿ということになっている。(3) 前章でも指摘しておいたように、大中祥符の恩蔭表では、蔭補される官は武官に限られている。それまでの實例から 任子がすべて武階で統一されたとはやや考えにくいが、天聖五年(一○二七)、翰林侍讀學士だった孫奭がすべて武 つまり宰相クラスの子弟 史料面で文階の

仁宗の慶曆年閒、 恩蔭改革の聲が高まると、祥符八年の規定に手直しが加えられる。これより先、范仲淹は

運使や提點刑獄その他の各官は到任してから二年、あるいは在任二周年ではじめて恩蔭を許す。 兩府 (中書と樞密)、 兩省官などは、 大禮に遇えば一子を京官に奏請し、 弟・姪・骨肉の場合は試銜とする。

、き新制度が公布される。次頁に、元豐三年の官制改革以後に變更された寄祿官の稱號もあわせてそれを表にしておく。 ように提案したが、こうした恩蔭削減の意見をとりいれて、 慶曆三年十一月(一○四三)、 宋の恩蔭規定の決定版ともいう

このように職位によって區分された恩蔭が大禮の場合には何人くらいの人數に與えられたのだろうか。 『宋史』 職官

第IV表 慶曆三年 文官恩蔭表

官	親 屬 元豐以前		元豐以後				
三公 宰相 使相	子		諸寺	弦 丞	承	事	郞
	期	親	校 書	郞	承	奉	鄓
	餘	親	試	銜	登	仕	郞
參知政事 樞密使 樞密副使	子		太祝•奉	太祝 • 奉禮郞		奉	셇
宣徽使	期	親	校書郎・	正字	承	務	鄓
	餘	親	試	銜	登	仕	郎
僕射 節度使 六部尚書	子		校書郞・	正字	承	奉	郞
太子三少 文明殿學士 觀文殿大學士	期	親	諸寺監	主簿	承	務	郞
御史大夫	餘	親	試	銜	登	仕	郞
三司使 翰林學士 翰林侍講,侍讀	1	<u>.</u>	正	字	承	務	郞
左右丞 六部侍郎 龍圖,樞密直學士	期	親	諸寺監	主 簿	登	仕	郞
太常,宗正卿 御史中丞	餘	親	試 銜・	齋 郎	將	仕	鄓
給事中 諫議大夫 中書舍人	. 子		諸寺監	主簿	承	務	郞
知制誥 待制 三司副使	期	親	試	銜	登	仕	郞
知雜御史		親	斎	郞	將	仕	郞
大卿監 帶職少卿監	Ē	<u>.</u>	寺 監 :	主 簿	通	仕	鄎
	期	親	試	銜	登.	仕	郞
	餘	親	齋	郞	將	仕	郞
少卿監	-j	4	試	銜	登	仕	郞
	期	親	齋	郞	將	仕	郞
六部郎中 帶職員外郞	Ī	-	齋	郞	將	仕	郞

議大夫は本宗一人、ハ 志の臣僚大禮蔭補の項を見ると、いちおう、(イ) 寺監長貳以下、郎中、侍御史、 宰相と執政官は本宗、異姓、門客と醫人各一人、(ア) 東宮三師と三少から諫 司諫などは子か孫一人と書かれている。ところが十二世紀の終り南宋(g)

祀大禮で三十人の蔭補が可能であった計算になる。 大夫(文階從四品以上)と侍御史、節度使から觀察使 あるという點である。 先淳熙九年(一一八二)に三分の一に削減された結果で して驚かされるのは、この條法事類の人敷が、それより は三人とかなり多い數字があげられている。それにも增 と武功大夫から武翼大夫(諸司使といわれる中級武階) は四人、出 品)、通侍大夫から右武大夫 (横班といわれる上級武階) 階の最高)は十人、印 の慶元時代の薦擧格では、(イ)宰相と開府儀同三司(文 (高級武階) は六人、臼 中大夫から中散大夫 (文階五 もしそうとすれば、南宋の前半期には宰相は一回 朝議大夫から館職を持つ朝奉郞(文階六品 執政官と太尉は八人、ハ 恐ら 一の郊 太中

力があったのではないだろうか。これでは、親祀の年に發揮した裏には、この蔭補のカラクリも何がしか預ってえられるが、蔡京や秦檜が權力の座を維持し、獨裁力をえられるが、蔡京や秦檜が權力の座を維持し、獨裁力をえられるが、蔡京や秦檜が權力の座を維持し、獨裁力をもしそうとすれば、南宋の前半期には宰相は一回の郊

れまで恩蔭の範圍に入っていた親屬をできるだけ減らし、

しか蔭補が認められず、

二回目で期親、

· .	第V表 慶 暦 =	二年	正 正	2 恩 陰	表 			
官位		官 位		元豐以前		元豐以後		
使相		-	ŗ.	東頭	供奉官	秉	義	郞
		期	親	左	侍 禁	忠	翊	郞
		餘	親	左 班	: 殿 直	承	節	郞
樞密使 樞密副	訓使		<u>F</u>	西頭	供奉官	忠	訓	郞
節度使 宣徽使		期	親	右	侍 禁	成	忠	郞
		餘	親	右班	殿直	承	節	郞
統軍 上將軍 節	度,觀察留後	3	ř	右	侍 禁	成	忠	郞
觀察使 內客省	使	期	親	右班	殿直	承	節	鄎
		餘	親	三班	奉職	承	信	郞
客省使 引進使	防禦使	1	ř	右班	殿直	保	義	郞
團練使 四方館使	樞密都承旨	期	親	三班	奉職	承	節	郞
閤門使		餘	親	三班	借 職	承	信	鄎
正任刺史		∃	ř.	三班	奉職	承	節	郞
		期	親	三班	借 職	承	信	郞
		餘	親	差使	. 殿 侍	進	武 校	尉
諸衞大將軍 內諸司使		子		三班	奉職	承	節	郞
樞密院副承旨		期	親	三班	借職	承	信	艆
		餘	親	下班	E 殿 侍	進	義 校	尉
諸衞將軍 內諸司	副使	1	ř	三班	借 職	承	信	郞
樞密院承旨		期	親	下班	殿侍	進	義 校	尉
		1		l		1		

宋初めの中書舎人趙思誠の嘆きもあながち誇張とはい(4) は任子が四千人もあり、十年たてば一萬二千人という南

きれない。

四回目で大功以下の親の任子が許可されるといったこまかい規定だが、 ば、 文武官ともにこの制限がより徹底された。それはたとえ それに年月の長短を組合わせるよう上奏した。つまり、 あげた何郯は、 改正によっても、 うに官界で活動するかについては章を改めて述べること 嘉祐元年、さきに述べた聖節の恩補が廢止された改正で、 人、大功以下は三回に一人ときめられたが、 というわけである。 血緣が薄くなるにつれ、蔭補は郊祀二回あるいは三回に にし、今少し制度の推移に筆をさいておきたい。 五二)の郊祀では、子と孫以外の期親は二回について一 回 大禮を中心とした莫大な數の被恩蔭者が實際にどのよ 郎中や帶職員外郎であれば、 いいかえれば、 服紀の親疎を制限するだけでは駄目で、 恩補の數にさしたる變化はなく、 これが容れられて、 六年乃至九年おきに蔭を與えよう 最初の郊祀では子か孫 皇祐四年 七年のちの 慶曆の 先に

既に官位についている者を希望する任地にやったり、

要するに、

勤務評定を加

後南宋中期に至るまで循用されていたことは『慶元條法事類』の蔭補の各條に照し合わせて明らかである。 には大禮の恩蔭申請のための詳細な手續が載せられているが、ここではそれに觸れない。 味した年功序列による陞進期閒を短縮するなどに振替える措置がとられたことが知られる。 ここでできあがった制度がそれ以 なお『條法事

が、 を後宮にいれようとさえした。 خ و のこぶのような存在に定着していった。 反面、 宋の皇帝は唐までのように、 主として恩典によって武階を與えられた彼らがそれなりに生長し、高級文官官僚の子とともに、 北宋中期になって表面化する恩蔭濫賜の一方の雄である、 從って外戚が政治に容喙するようなことは、文臣官僚體制の完成とも相俟って殆ど姿を消した 家柄すぐれた有力者たちとの婚姻を必ずしも望まず、むしろ逆にできるだけ低い出自の女性 その最も顯著な例は、すでにふれた仁宗曹皇后の一門にみることができる。 皇親、 外戚について若干つけ加えておくことにしよ 國都に巢喰う社會

ける。 の徽宗時代に入ると、元の木阿彌に戻ってしまった。 元祐舊法黨の守り本尊であった宣仁太后は、 れた後も、 うることなどから、外戚の恩蔭の小さくないことがうかがえる。この頃の、皇后、皇太后をはじめ、 蔭補された者は約六十人であるが、遷官を得た者も殆どすべてが恩蔭出身者と認められ、また曾孫などはすべて幼兒と見なし 以下從弟、 の 章事の肩書 (使相) 武階を特別に昇進させ、 **慈聖光獻皇后曹氏は元豐二年に六十四歳で崩じたが、その恩蔭は誠に派手にばらまかれている。まず節度使で同中書門下平** また女性の親屬たちも四十人以上が、 (卷二三七) などで知られるが、 彼女らに對してはそれが認められていた。 從姪ら三十數人は二官を遷し、 を持つ弟の曹佾は守司徒兼中書令という異數の稱號を與えられた。次に姪の六人は旣に所持する中級以上 孫姪七人は二階級遷官し、まだ官位のなかった孫姪七人は右班殿直、 實にこまかく親疎をわけてつくべきポストをきめている。 白身五人は三班奉職、 郡君や縣主を與えられ、恩を蒙る者は百人を輕くこえた。皇后崩御の際の特例で、 自ら範を垂れるべく、 北宋中ばの恩蔭削減の趨勢では、 從姪孫の三十六人は一官を遷し、 聖節・大禮・生辰の親屬恩澤を四分の一に減らしたが、次 皇妃、 外戚への風當りも强い。 曾孫五人は三班借職とする。 四十五人には三班借職を授 諸妃、 また聖節の恩蔭が中止さ 公主の恩蔭規定は、

この門客という狭い門にくいさがったことはかすかな痕跡を通して十分うかがい得る。(タン) Ł 君の昔から登場し、 ができぬと制限さえつけられている。しかし官位のほしい金持や、皇妃のお氣に入りが、 **妃關係の恩蔭ではよく出てくる。母后の家では八年から十年に一人、太妃は十年に一人門客を奏することができ、實例を見る** ロンのような役割りに變ってきている。宰執を除く一般の官員は、門客に恩蔭を貰うことが原則として禁じられているが、皇(8) 最後にこの皇妃や皇太后、あるいは宰相の大禮の恩蔭の時にあらわれる門客についてふれておきたい。門客の呼稱は、 假承務郞 (元豐以前の將作監主簿、從九品)が與えられ、假という字が一字多いため、東部の定期任用ルートに乗ること(2) それぞれの時代に應じた性格を備えてきたが、宋代あたりまで下ると、家庭教師かあるいは金持ちのパト(8) 何とか蔭補にあずかろうと熱望し、 孟嘗

第三章 任子と實職

この章では蔭補された子弟がそれ以後どのようなかたちで官員として實際に働くのかを探ってゆきたい。

(1) 蔭補の任官手續

郎や郊社齋郎などは、京官寄祿に入りきらない選人待遇の位階である。このような肩書を貰った官僚の子弟たちにとって、 使臣の東頭供奉官にすぎない。それ以外となると、特に文官の將作監主簿、祕書省正字、あるいは太常寺太祝、 十數ランク しあたっての特權は何かといえば、それぞれの位階に應じた給與の支給を受けることがあげられる。 いう從九品の寄祿官は、專ら恩蔭をはじめとした流外出官者のために設けられた位階と言える。さらに下って試銜とか太廟齋 これまでの幾つかの表でおわかりいただけるように、蔭補で與えられる官は、最高が文官は從八品の將作監丞、 の最下位に近く、 北宋に例をとれば、最高給の宰相の月三百貫に對して、太祝、 奉禮郎で八貫、 むろんその額は給料表四 將作監主簿で五貫 奉禮郞などと 武官は三班

の恩蔭制度

宋

代

脹として目をつぶれもしようが、問題は任子の實職任用の方にある。 いう名目が作られた場合もあったらしいが、結局大勢は動かし得なかった。ところでことが俸給だけならばある程度の財政膨 曾孫が、太祝や奉禮郞を貰うと、現實には幼年、少年たちの月給のただどりということになる。從って料錢のない京官などと 武官の三班奉職と借職で四貫というところである。ただ、戰死者や殉職者の場合はまだよいとして、宰相クラスの數多い孫や(タヒ)

異口同音に指摘する。 三千と數えている。その增加分の殆どすべてが、科擧以外の出身者、とりわけ恩補の人たちによって占められていると人々は(元) りたった元祐元年(一○八六)、上官均は京官だけで二八○○、選人が一萬、 大使臣(中級武官)が二五○○、 小使臣が一萬 ○○以下の京官と朝官が、現在は二七○○○、三班使臣(下級武官)四○○○が六○○○といっているのに對し、四十年あま 慶曆の恩蔭規制が實施された直後に、當時御史中丞だった張方平が、官員の總數をあげて、約二十年前の天聖年閒には二〇

恩補者の任官手續きは、前章であげた慶曆三年の規定の中に法文化されている。

半分解答できれば合格させて、選人任用の選に加える。そして京朝官三人の保證があれば遠隔地の判司簿尉につける。 てから採點)する。文辭の習得者には論、詩、賦を聞い、經書を希望する者は一經だけをテストし、ほかに律十間を出し には兩制(翰林學士と知制誥)三人が立會い尙書省で行ない、科學と同樣に糊名謄錄(氏名を伏せ、解答を胥吏が筆寫し (イ) まず選人待遇の任子は、二十五歳以上ならば、郊祀に當る年に半年の期限を設けて銓考試験を受けさせる。 試驗

ここでいう遠隔地の判司簿尉とは、科學合格者ならまず任命されない下級の幕職州縣官のいくつかのポストを指すが、その

計細は次節で述べる。

ける。三度試驗を受けた者は下等の監當官を與え、兩任で私罪なく、先と同じ職責の五人の保證人がつけば親民官とする。 (のちにいう監営官) につかせること兩任 (二期六年) で私罪なく、監司、知州通判など三人の保證があれば、 次に京朝官は、やはり二十五歳以上の者を、每年歳首に國子監で審査する。試驗內容は選人と同じである。實職 親民官を授

ここで言う監営官とか親民官の説明も次節で行なう。

それに弓弩ができれば優秀 を書かせて誤まり三字、 (ハ) 武官は その程度に應じて邊任の武官 (A) 弓や弩の技術を持つ者は軍頭司がテストし、 錢穀の計算は五間中三間正しければ合格 (D) 策 (將校) (論文テスト)を望めば五間出し、三間で合格 に任命し、 優秀者は皇帝が引見して特別任用する。 (C) 一定の規準にあえば合格 六韜、 孫吳の兵法受驗希望者は十問中五問で合格、 (F) 武藝五事に書算ができれば優秀 (B) 書算ができれば、

た。 をつけ、 ただこの年齢規定の主眼は幼少年の任官を制限する方に重點があり、任子は三十歳をすぎれば原則として任官が認められてい 恩補の實職任命を二十五歳としたのはこれに先だつ天聖の令あたりからだが、慶曆の場合は寄祿官の蔭補そのものにも制限(8) 嫡子と嫡孫は年齢を限らないが、 ほかの子と孫は十五歳以上、弟と姪は二十歲以上で必ず五服の親と決められている。(81)

ちは何かと機會をとらえ、 蔭補官任用規定に改革のなたがふられる。 蔭補官の實職任用は、 資格を與える。(8) 斷案 けられる。 初に官途につく時は、二十歳以上の者に詩をやめて別の試験を課し、 受験できなかった場合は、 だあとの銓選では、 選人は恩赦のたびに臨時任用されるが、 (裁判問題) 中人以下の才ならば、 か 判三道の試問がある筈なのに空文化してしまっている。そこで、一任期すんで次の任務につける前に、 しかし、 特例を申請したり拔道を作ったりして、法規を骨拔きにする。 律令の大義五問もしくは議論三問を問い、その成績に應じて任命を加減する。 三年たって官を與えるが、 この規定の通り圓滑に運用されるとは限らなかった。 能力テストなしに仕事に入るため、しばしば職務がつとまらない。 當然王安石も一役買っていたであろう中書省の原案は大約次の通りであった。 恩蔭ではじめて出仕する者は、二十五歳以上なら詩一首の試験だけで、 縣令、 可理參軍、 順位をつけて實職に任じ、 司法參軍にはなれない。 宰相、 かくて神宗の熙寧四年(一〇七一)、 外戚をはじめ、 優秀者は 蔭補の京朝官と選人が最 また、一任期がすん もし不合格あるいは 恩蔭の享受者た (科學の) 實職につ 出身

宋代の恩蔭制度

は主として文官の選人・京官に對する用語で、武階の場合は呈試または拍試と呼ばれた。(8) 驗なのに替玉を賴むなどの不正行爲が目立ち、それがさらに制度を形式的に精密複雜化させる引金になっている。 (8) たり、 結局根本がいじれないのならば、せめて銓試を嚴重にしようとする傾向が强く、ある時は、春秋二回行って合格者を七割とし ら一つづつ組合せて受験させられている。南宋でも、任子の數は增える一方で對策に苦慮し、議論がくりかえされているが、(等) 黨時代二十歲がまた二十五歲にもどされ、試驗內容にも以後變動がみられる。たとえば、南宋紹興六年(一一三六)には、經(s) 祐元年に見られる。王安石は全面的な人材登用制の改革の一環として、この銓試でも法律試験を採用したのだが、元祐の舊法 對象として定制化した制度が銓試に他ならない。さきの慶曆の選人任用の時のテストがそれで、その原型は十年ほど先だつ景 銓選には三通の判 れが次第に有名無實化し、上の中書の言葉のようになってしまった。それにかわって選人全體といっても特に蔭補の初任官を ストを行なうというわけである。なお、この文については若干補足説明を加えねばなるまい。宋初、入仕を求める人と選人の やや長い規定だが、要するに、蔭補の初任を二十歳にまで下げ、詩賦にかわって、法律、裁判など、實際政治に關係あるテ またある時は年一回で半分としたりあの手この手を使っている。これに對して受験者側も、たいして六ヶ敷くもない試 時義、 **断案、律義の五部門が設けられ、出官者はどれか一つを選ばされたが、十一年になると、前三者と後二者か** (裁判をはじめとした事件裁定の文章)の試験を課した。唐代吏部で實施された身言書判の遺意である。 こ なお、

(2) 蔭補の初任官

にどんな仕事をするのであろうか。 前節のような手續きによって、位階と實職を持った任子が一人前の官員として官界に登場するわけだが、では彼らは具體的

司法參軍、 まず太廟齋郎の位階を貰った者は、中・下州か中縣の判司簿尉の任につく。判司簿尉とは三京の軍巡判官、 そして縣の主簿と縣尉で、 幕職州縣官の中でも最下位に位置し、それも州縣ランクが中・下ともなれば、 州の司 科學出身 司戶、

ばこのような下級幕職州縣官らでは、京官になる、つまり文官として入流することさえ遠い途である。 者とは縁の遠いポストといえる。 また郊社齋郎はそれよりさらに低い下州と中・下縣の判司簿尉を與えられる。(8) まともにゆけ

子孫への恩蔭もなく退職したことであったろう。 あとでふれる館閣の特別試験を受けて、 徳興の縣令、 詩人として名高い梅堯臣は、 の簽書節度判官を勤めた。この閒十任、二十一年の歳月が經過している。 襄城の知縣をへて、 父梅詢の蔭で太廟齋郎を與えられ、 進士出身の肩書をもらわなかったとしたら、せいぜい、從七品の國子博士くらいで、 監湖州鹽税とうつり、ようやく選人から京官にのぼり、 桐城、 河南、 もし彼が歐陽脩らの有力者に才能を認められ 河陽という比較的恵まれた三縣の主簿から、 忠武軍 (許州)、 鎭安軍(陳

な保證推薦人を得て京官入りしたものの猗氏、 方、司馬光の父池の從兄浩の子司馬宣は、 なお彼の子はやはり郊社齋郎をもらい虢州盧氏縣の主簿となっている。(st) 新井の縣尉から鄧州、 郊社齋郎から達州通川縣尉、 均州の通判に至るうちに七十の齢に達し、駕部員外郎で 華州司理參軍、 解州聞喜縣尉と進み、そこで有力

次に最初から京官の位階を授けられた任子にうつろう。法規の上では、

蔭補の京朝官は監當させて私罪なきこと八年で、 歳入額の增減を問わず親民を與える。 (32)

でもさきの規定の具體例を一つだけあげておこう。 **監臨物務官と總稱されるようになる。** 特別試験で進士出身資格を得るまで、 要性を増した鹽稅を筆頭とする專賣業務、 という文章が何回かみられる。 知州や知縣などのいわゆる牧民の官が親民官と呼ばれるのに對して、宋代に入って急激に重 恩補出身の京官がまず監営官のポストにつけられたことは十分留意すべきである。 監在京染院、 あるいは商税徴集、 監內衣庫、 翰林學士胥偃の息子で、 倉庫管理、その他多くの財務擔當の下級官員は監営官あるいは 監皮角庫と國都の監當官ばかり歴任している。 (祭) 將作監主簿 (從九品)に蔭補された元衡は、

ために、 ところで、 國都周 國都開封には外戚をはじめ高級官僚たちが最も多く住んでいたことはいうまでもなかろう。從って彼らが子弟の 邊の ポ スト獲得に血眼になるのもまた當然である。 すでに仁宗の天聖年閒、 開封府知事から御史中丞に任ぜら

彼らに與えぬようにいろいろ對策は講じはしたものの効力のほどは疑わしい。(w) 數ヶ所に及ぶ財務官廳や倉庫などは有力者の任子のねらいどころだった。勿論、數ヶ所に及ぶ財務官廳や倉庫などは有力者の任子のねらいどころだった。勿論、 嘆いていているところにもその一端がうかがわれるが、胥元衡の例からも明らかなように、在京の諸司庫務と總稱される七十(紀) れた王臻が、三司 (大藏省) と開封府の諸曹參軍や、開封府下各縣の縣丞、縣尉となった貴遊の子弟が、驕惰で役に立たぬと 政府としては、こうしたポストをできるだけ

べて幾つかの武階のグループ別の呼稱である。時と場合によっては文階の恩蔭よりも武階を貰う方が、監當官などの實職に早 りでなく、 こまで守られたかわからない。最後に殆ど監當官に終始した恩補武官の一例を加えておこう。 者も稀ではない。そのためもあってか、蔭補三班使臣の初任官は、 くつけるし、また多少の面子を氣にしなければ、實入りの方も惡くなかったとみえて、大臣クラスの子弟で武階を貰っている ように、京朝官、 監當官のポストにも監當資序と呼ばれる何段階にも分けられたランクづけがある。 むしろ蔭補の武官の方が多いかとも思われる。さきほどの在京諸司庫務を例にとると、その官制は、 諸使使副、三班、內侍幾々人と書かれている。內侍すなわち宦官を除くと諸司使、諸使副使、三班使臣はす 監在京諸倉の職につけないという命令なども見えるが、ど また、 監営官は必ずしも文官ばか はんでおした

博州酒税で六十一歳の生をおえた。 (%) 監澶州酒税をふり出しに、齊州離濟賽酒税、 た父世隆の蔭で武階最下級の三班借職となった。その後寄祿階は三班奉職から右班殿直とたった二階級上ったにすぎぬのに、 司馬光が惚れこみ、 元祐舊法黨時代、 中書侍郎にまで進んだ傅堯俞の祖父傅珏は、 廬州巡檢、 一旦官を去った後、監趙州倉、 科擧に失敗の後、 知新樂縣となってまたも官を去り、 駕部員外郞知卬州だっ 監

僚傅堯俞につなぐ役割だけは果したということができる。 傅珏自身はこのように監営官を實職とする低い武官であったが、 父祖の官戸としての地位を曲りなりに繼承し、 次の科學官

主として進士科の方に限られる。 進士の場合は、本來は成績上位から何グループかに分けて、 ても、進士科の及第、 宋のために戰って死んだ三人の子弟がそれぞれ進士出身、 院や中書舍人院で特別試験を受け、 そのあとの昇進に特例の便法がはりめぐらされている。その一つに强力な推挽者を得て、自分の文章などを獻上し、翰林學士 (一○○四)の宰相李沆の子弟に同進士出身を與えるとかいったところにそれがうかがえる。一口に科擧合格者の資格といっ(⑵) (⑵) 息のかかった文官支配にかえて行く段階では、比較的多くこうした恩典が施されたふしがみられる。開寶六年(九七三)の、 任子たちの大部分は選人として幕職州縣官か京官であれば監當の實職(差遣)につくが、有力者の子弟であればあるほど、 五品以上の官の任子は、これまで攝太祝が與えられていたものを、すべて同學究出身にするとか、 あるいは、(®) 出身、 同出身、 科擧出身者と同等の資格を與えられる道がある。國初草創時代、節度使の支配體制を皇帝 明經科の學究、三傳、九經などの出身と同出身というようにかなり細分化されており、 同三傳出身、 及第、出身、 同學究出身を賜わった例にはじまり、至道二年(九九(8) 同出身が授けられていた。恩蔭で問題となる資格は 景德元年

試驗を受けさせて、資格を獲得することが、むしろ日常化さえしているのである。(質) されている。しかしこれまた實際は逆で、有力者ほど、致仕や卽位その他の恩典を利用し、あるいは自分の推薦で形ばかりの(質) の授與を願い出てはならぬとか、大臣クラスの者の娘壻に對し、及第はいけないが出身と同進士出身ならよいといった曲折を(※) 慶曆から嘉祐年閒には、大臣や臣僚は子弟と親舊のために進士出身を賜わるよう乞うことはできぬとの禁令がくりかえ 科學制が定着してくると、從來のように安易にその資格が與えられなくなる。郊祀や聖節の際に、進士及第と出身

二年五月、詩、 と斷定できる者が六割に達する。 『宋會要』の選擧、 宮中の便殿で三問題のテストを受けて進士出身、 賦各 一首のテストで進士出身と祕書省正字の位階を手にいれた。 賜進士の項には、北宋期の二百人ばかりのこうした資格取得者のリストが見えるが、そのうち恩蔭出身 十四歳で童試出身を賜わり、 子供の晏承裕は、 神童の名を恣いままにし、のち宰相にまで進んだ晏殊は、 晏殊の執政 なお殊の弟の潁は兄より六年遅れて大中祥符 (副宰相) 時代の康定二年、 王縝、

宋

殖をうたわれ、 李孝孫ら太祝の位階を持つ執政の子らとともに同じく進士出身を賜わっている。新興文人官僚の大ボスであった晏殊とその子 い記述『文昌雜錄』を著わした龐元英なども、蔭補、賜進士出身のコースを辿った人物である。 本當に科學の激しい競爭にかち拔いて來たわけでは決してなかった。また、 『春明退朝錄』の著者として名髙い宋敏求とその弟敏修、宰相龐籍の息子で元豐時代の官制などに關する詳し 參知政事宋綬の子で、 藏書の量と豐富な學

議大夫 こんなことはとても望めなかった。 先の宋敏求は、 大官の子弟たちが、父と同じ、あるいはそれ以上の高級官僚になろうとすれば、どうしても有出身のレールにのる必要がある。 進士出身の資格が何故必要かといえば、それがなければ、任子は少くとも髙級官僚に進むことが甚だ困難だったからである。 (E) 科學合格の資格を持つ有出身人と、そうでない無出身人は、選人、京官、朝官とすすむ寄祿官の遷官の過程ではっきり (從四品) **命)まで進んだ。そして彼の九人の男兒のうち五人までは恩補の京官寄祿を受けたが、無出身人のままであ政治家としては特別の活躍もしなかったくせに、館職を與えられて『唐書』や『實錄』の編纂に加わり、** それは現今のわが國における大藏官僚などのエリートコースとそうでないコースとの區別に酷似している。 無出身人のままであれば

で著名な沈括をはじめ、 究』にも觸れられているから、ここでは省略するが、王安石新法時代の有能な政治家であり、また『夢溪筆談』の科學的記述 で彼らのために科擧の時に特別の受驗場と合格の枠が作られ、鎖廳試と呼ばれた。その內容は荒木敏一氏の『宋代科學制度研 恩補の位階を持つにもかかわらず、實力で科學試驗に立向おうとする氣慨と實力を備えた者もあった。そこ 宋初の宰相范質の義子范貽孫、同じく宰相李迪の子李承之など、その例をまま見ることができる。

の友直のために館閣校勘を求めた際も、仁宗はそれを認めず、その代り館閣で讀書させるという臨時措置を講じた。(3) これにありつこうとした。 科擧出身の資格とならんで、いま一つ有力者の任子がねらう出世の早道に館職がある。將來の高官を約束された俊爽のプー 下級館職が設けられていたことは前稿で述べたところだが、 さすがに皇帝の方でも、館職の安賣りはできず、のちに宰相となった張士遜が樞密副使の時、 有力者の推薦により、 考試という手續で、恩蔭子弟も

いう實績をバックに、子の呂公綽、 これまた時と場合で變り、 張子思のために館職試験を求め、 飛ぶ鳥も落す勢いの宰相呂夷筋や、 集賢校理と祕閣校理をもぎとってしまった。(三) 同じく宰相張知白となると、それまでの館閣讀書と

おわりに

僅か十人あまりにすぎない。 補を受けたと明白にわかる者は、夭折者や廢疾者を除いて、驚くなかれ九十パーセントを超える。それに對して、宰相の息子 國初から蔡京に至るまで、 で本當に實力によって科學の難關を突破した者は、先にあげた二人や、王安石の子王雱、 を誇ってはいたというものの、 科擧出身者にくらべると、恩蔭出身者が下風に置かれていたことは否めない。宋代では、たしかに科擧官僚が壓倒的な優勢 五十五人の宰相の男子を『宋史』や傳記類で洗ってみると、約二百人が敷えられる。その中で、恩 恩蔭出身者とて、場合によっては髙官となり宰相の座にすわることもできた。試みに北宋時代 司馬光の子康(ただし明經科)など

身や館職の資格が手段を盡して求められる。宋代の宰相には、なるほど、 の當時はまだ貰うことができた進士及第の資格を得た。 高級官僚になっている。たとえば宰相王旦の甥王質は、 もそれが稀ではない。宰相、大臣ほどにはならなくても、二百人近い北宋の宰相の男兒のうち一割乃至二割は侍從と呼ばれる 科擧の上位出身者が少なくない。しかし目を轉ずれば、賈昌朝、 くまなく恩蔭と任官の網をはりめぐらす。 呂夷簡や韓琦など、巨大なファミリーをかかえる有力宰相は、息子たちだけでなく、孫、曾孫、姻戚に及ぶまで、それこそ 祠部、 度支、 司封員外郎から郎中という典型的なエリー その中で將來ファミリーを繼承してゆく素質を持つと思われる者のために、進士出 そのあとの彼の遷官は順風滿帆で、 太常寺奉禮郎に蔭補されたが、のち學士院に文を投じて召試され、こ 陳執中、梁適など、恩蔭出身者も混っており、執政クラスに ト進士出身のコース 呂蒙正、李迪、王曾らの狀元出身者をはじめとして、 殿中丞、 (王安石、 太常博士で集賢校理の館 司馬光も同じ)を進み、

代の恩蔭制度

中級の幕職州縣官をさまよう年齢である。

天章閣待制 (侍從) となったが、 情しくも四十五歳で病歿した。普通の恩補選人であれば、京官はおろかまだやっと(fi)

貴族にかわる新しい官僚貴族にとってもこの制度は切り離すことはできない。 持し次の世代に讓り渡してゆく、一つの重要な柱の役割を果していたということができよう。家柄・婚姻で結ばれた古い 高級文官官僚や外戚にとっては、恩蔭制度は決して功臣への單なる御氣嫌とり政策ではなく、彼らが特權と勢力を維 世襲

事という場合が多い。自分は望みはないが、時閒と環境を與え経費を投入し、子孫に進士合格者を作り、家の擴大再生産を願 調べられた宋代地方別の官僚の系譜や、最近の二、三の研究成果からも知られるように、中級以下の州縣の、中央とつながら他方、宋の恩蔭制度は、下級官僚にとっても重要な意味を持っていた。墓誌銘や行狀など傳記類を使い青山定雄氏が丹念に うことに、彼らは熱をいれ、 科擧制の普遍定着化と恩蔭制度整備の相關關係の原因の一つもそこに求められる。さらに、下級の蔭補をうけた任子たちにと いた。ここでは、 ど重要度と員數を增した各種財務官員や廣域警備官である巡檢などのポストは、その大部分が恩蔭出身者によってうめられて とくに南宋の場合は、それが地緣、 ない、宋代の用語を使えば堂除(皇帝直接の差遣)ではないポストは、知縣クラスでもその殆どが非進士出身者で占められ、 って、重要な關心事に髙級官僚と同様、 恩蔭制度は、 事實それが實現する場合も少くなかった。 科學を通じて産みだされた上級地方官や中央官僚たちの補完的な役割を演じていたわけであり、 血緣的に結びあわされていることさえ稀でない。そしてまた、唐までとは比較にならぬほ 官員の家としての特權の維持がある。彼らの父は、 員外郎クラス、あるいは州縣の知

の に對して北宋末の楊時のように、 >論だとまるで唐代かと疑うのような發言をする者もいる。(语) 般的であった。 ごく大雑把に言えば、 神宗時代の論客上官均は、 科擧合格者は心血を注いで勁學し、そのため才能は豐かで、人格、 科學は寒士無祿の者が、 進士、 蔭補、 やむなく受験するもので、進士が任子より優秀とするのは後世流俗 胥吏出身、 宰相や大臣たちの恩蔭を調べていると、 納粟補官 (買官) の順で官員の優劣を述べている。(⑴) 識見に富むという認識は宋代にも 現在われわれが漠然と考

えているほど、宋代の恩蔭は輕い內容と意義のものではなく、楊時の意見もそれなりに背景があったといえよう。そして年平(臼) 系の實際の擔い手として働いていたことは、宋代官僚制度の特色の一つとして記憶されておいてよかろう。 均に直して、 四百人から五百人という一回の科學の合格者と少くとも同じ數の恩蔭出身者がいて、 それがまた完備した官僚體

注

竭民力、以養冗員、豈國家長計哉。 然未有如宋代之濫者(中略)。非惟開倖進之門、亦徒耗無窮之經費、然未有如宋代之濫者(中略)。非惟開倖進之門、亦徒耗無窮之經費、

8

- 補、至是、始爲限制、非其子孫及親兄弟、多寢而不報。五品・尚書省四品以上一子出身、先是、近臣因誕節、或以疏屬求廕卷四○−一○、至道二年九月甲午。詔、壽寧節、賜翰林學士・兩省(2)李燾『續資治通鑑長編』(以下『長編』と略稱、丁數は浙江書局本)
- (3) 『長編』卷六四十一三、景德三年十二月丙申。東上閤門使忠州刺史官長編』卷六四十一三、景德三年十二月丙申。東上閤門使忠州刺史
- 辭。などという記述にその一端がうかがえよう。
 龍澤、上謂陳堯叟等曰、若盡遂所請、卽勤勞王事之臣、能不以此爲能上南郊承天節・皇族諸親延賞恩例、先是、每有朝慶、皇族皆渦希(4) たとえば『長編』卷六七ー一二、景德四年十一月戊子。令樞密院、
- 特限年立制、議尋不行。 等限年立制、議尋不行。 等間之士、下位沈滯之人、常增浩歎、窒行條約、上令輔臣、議其事、 次武官以郊龗誕節、補任子弟官者、多年在幼稚、坐食廩祿、有窮經 (5) 『長編』卷七八―一一、大中祥符五年八月甲子。上封者言、伏覩、
- いということかも知れぬ。 度南郊が行なわれる年には聖節とダブらして恩蔭を乞うてはいけな節、奏蔭骨肉、止一次陳乞、無得重疊。ただこの禁令は、三年に一年、大中祥符九年十二月壬申。臣僚經南郊承天

代

恩蔭

制度

- 天節、除子孫外、自餘宗屬及已食祿者、不得奏薦。(7) 『長編』卷九二―一四、天禧二年十二月丁酉。詔、文武官、自今承
- 使以上、 鷹略無定數、多至一二十人、少不下五七人、不限才愚、盡居祿位、 弟姪、雖推恩至深、 而僕隸之態猶存(下略)。 未立襁褓、 祥符間、 『長編』卷一三二一二、慶曆元年五月壬戌。孫沔又奏、 每遇南郊、 屢行大禮 已列簪紳、或自田畝而來、或從市井而起、官常之位已著 而永式未立、今臣僚之家及皇親母后外族、皆奉 及知雜御史刺史以上、逐年聖節、 旁流慶澤、 凡文資自帶職員外郎 並許奏蔭子孫 武職自諸司副 國朝自景德
- (9) 「范文正公政府奏議」上、答手詔條陳十事(『長編』卷一四三—一、

- 14 臣檢會、文武臣僚奏薦親屬條制(中略)、總計員數、自公卿以下、 依舊外、期親・候遇郊禋、 至庶官子弟、以蔭得官、及他橫恩、每三年爲率、不減千餘人、舊制 乞、今後文武臣僚官序、合每每歲遇乾元節得奏薦親屬之人、除子孫 僚蔭盡近親外、多及疎屬、遂致入仕之門、不知紀極、 雖以服紀親疎、等降推恩、然未立年月遠近爲限、所以恩例頻數、臣 『長編』卷一六九—三、皇祐二年八月己未。侍御史何郯又言(前略) (中略)、如此等級裁滅、一年內可省入官數十人 (下略)。 許奏一人、其餘親屬、再郊禋、許奏一人 (中略) 臣欲
- 15 自是、每歲減入流者、無慮三百員。 二府・使相・宣徽・節度使・御史・知雜、悉罷乾元節恩蔭(中略)、 『長編』卷一八二一八、嘉祐元年四月丙辰。(前略)於是、詔、見任
- 16 趙昇『朝野類要』卷五、引年致仕の項。古之大夫、七十而致仕之例 若雖未及七十、但昏老不勝其任、亦奏請之、故曰引年。 古則皆還其官爵於君、今則不然、故謂之守本官致仕、惟不任職
- 17 の語もあり、俸錢を支給されなかった場合もはじめはあったようで れらに關する記述が集められている。致仕の恩補者に對しては、曾 ある。また致仕官の轉官規定は『長編』卷二一八―一六、熙寧三年 ―一八、天聖五年十月には蔭補された幼少者と關係して無料錢京官 今致仕者、例給其半、與舊制異矣。とみえ、また『長編』卷一○五 敏行の『獨醒雜志』卷二に、國朝,自章聖(眞宗)始命、 『宋會要輯稿』(以下『會要』と略稱)職官七七の致仕の項にはこ 然非得旨者、不與、遵唐制也、唐人致仕、非有勅、 不給俸、 致仕者給

十二月辛巳にくわしい。

五三〇

- 18 遣親屬、諷激之。 丞日、嘗忿宋白郭贄邢昺、七十不請老、屢言於上、請勅其休致、 『長編』卷九五—一三、天禧四年正月庚申。 (前略)、 (王嗣宗) 叉
- 19 は七十、武官は八十という條制まで作られている。『會要』職官七 とくに武官を中心に七十致仕の勵行をはかっているが、やがて文官 當旌賞者、不在此限。とか、同書、七七―四〇、治平四年五月八日) 僚年七十以上、未致仕者、更不許考績、或於國有功、於民有惠、 七—五七、元祐六年五月六日。監察御史徐君平言、文臣致仕、 及歷任中不曾顯立勞効、及有過犯者、並直除致仕及令尋醫。など、 多致監司體量、昏老疾病到闕、尚乞繁難差遣者、近已將老病昏昧、 樞密院言、年七十致仕、雖有著令而臣僚少能自陳、近日內外大使臣 七十爲斷、而武臣年七十者、猶與近地監當、至八十乃致仕。 『會要』職官七七一三九、皇祐三年十二月二十四日。
- 20 部郞中致仕、仍以其子繕爲盩屋縣主簿。 『會要』職官七七—二九、開寶九年六月。以國子博士周維簡
- 21 **致仕の恩蔭については、王栐『燕翼貽謀錄』卷五の致仕推恩の項に** 沿革がまとめられている。
- 22 止乞錄二子、各末科出身、 『長編』卷一〇四一二三、天聖四年十月壬辰。詔、 因著爲例。 與一子官、時都官郞中熊同文請老、自言、更不願分司監當、 旣許同文守本官致仕、 仍特補其一子太廟 郎中以上致仕者
- 23 員外郞以上致仕者、錄其子、爲祕書省校書郞、三丞以上爲太廟齋郞。 王林『燕翼貽謀錄』卷五、致仕推恩に、明道元年二月甲子、又詔、
- 25 24 兩省以上降一等、郎中・員外郎、許奏子孫若弟姪一人、 無服之親、三丞以上、止與親屬親優便官。 『長編』卷一八二—八、嘉祐元年四月丙辰。 (前略) 凡致仕恩、 毋得奏同宗
- 『慶元條法事類』卷一二、職制門、 蔭補の條の薦擧格、臣僚致仕の

- 項
- (26) 『慶元條法事類』卷一二、恩澤、薦舉令。諸中大夫至朝奉郎、及武の至武獨大夫、乞致仕。而不願轉官者、受勅三日內、本州取索文狀功至武獨大夫、乞致仕。而不願轉官者、受勅三日內、本州取索文狀以 鷹慶元條法事類』卷一二、恩澤、薦舉令。諸中大夫至朝奉郎、及武
- (27) 葉適『水心文集』卷三、任子。何謂自員郞致仕、卽得蔭補、爲一害、人臣以子任官、亦國之重事也、其與之、宜當於義而稱於恩、使朝廷略)。似たような意見は『長編』卷一八一一五、至和二年九月辛巳略)。似たような意見は『長編』卷一八一一五、至和二年九月辛巳略)。似たような意見は『長編』卷一八一一五、至和二年九月辛巳にもみえている。
- 而傑以九月二十五日卒、(中略)、當追還所錄恩、詔特與之。中魯傑、九月七日請致仕、十月七日降勅、錄其子九齡、爲試校書郞、(怱) 『長編』卷一二〇—一八、景祐四年十一月己亥朔。中書言、虞部郞
- (29) 廖子孟大夫知磁州、疾病,有幼子方五六歳、極愛之、欲授以致政恩例、然於法、親授告、方得恩澤、旣奏而病加劇、藥飲不下、但心口例、然於法、親授告、方得恩澤、旣奏而病加劇、藥飲不下、但心口查、適會一權州者非人、素不喜、廖遣一官親往、令面付、郡官頗爲至、適會一權州者非人、素不喜、廖遣一官親往、令面付、郡官頗爲至、滅害五は熙寧四年には都官員外郎で通判乾州だったことが知れば、廖子孟は熙寧四年には都官員外郎で通判乾州だったことが知れば、廖子孟は熙寧四年には都官員外郎で通判乾州だったことが知れば、廖子孟は熙寧四年には都官員外郎で通判乾州だったことが知れば、廖子孟は熙寧四年には都官員外郎で通判乾州だったと地との政治を表表。

38

(3) 『文獻通考』卷三四、選舉考、任子。徽宗宣和元年の項。(前略)の以不及親授、不與霑恩者多矣。 明、於是有以疾危而致仕、身謝而未受勅者、則其家往々匿哀須限、與、於是有以疾危而致仕、,即而未受勅者、則其家往々匿哀須限、與下及武功・武翼大夫、已求致仕、而受勅不在生前者、乃格其恩不以下及獻通考』卷三四、選舉考、任子。徽宗宣和元年の項。(前略)

39

(31) むろん太中大夫以上ともなれば致仕と遺表の二重どりも可能である。

代

の恩蔭制

向を暗示する。 仕、後上遺表、則又有遺表恩例。と書き加えているのはそうした方致仕、合有蔭補恩澤也。とある次に、太中大夫以上不祿者、旣奏致、のを暗示する。卷五で、官員不祿、先乞守本官致仕、續奏身故者、緣

- (32) 『宋史』卷一二、蔭補の選擧格。
- (33) 『慶元條法事類』卷一二、蔭補の薦擧令。
- (36) 『長編』卷四四--一五、咸平二年六月戊午條。
- (中略)、欲乞於遺表骨肉恩澤十人內、與文資。(绍) 『長編』卷四三○─二○、元祐四年七月丁酉。武騎尉曹佾子諭言、
-)『長編』卷五六―一七、景徳元年七月丙戌條の最後の部分に、錄其一景編』卷五六―一七、景徳元年七月丙戌條の最後の部分に、錄其一景編』卷五六―一七、景徳元年七月丙戌條の最後の部分に、錄其の話。
- 遺奏恩也。『長編』卷二六七一八、熙寧八年八月癸卯。詔、韓琦子忠彦、候服『長編』卷二六七一八、熙寧八年八月癸卯。詔、韓琦子忠彦、候服

- (4) たとえば『長編』卷一○○一二二、天聖元年五月乙亥。錄故監乾寧である。
- 殿侍、雖年小未該出官、其俸錢衣糧、乞與支給、仍著爲令、從之。陣及捕盜陷沒、其親屬錄用充承奉郎以上、及使臣・三班差遣・借差・(4) 『長編』卷三一一―一七、元豐四年三月癸巳。中書戶房言、諸因戰
- (4) 『長編』卷三三一―二一、元豐五年十二月乙亥の條。
- 等。 (4) 王栐『燕翼貽謀錄』卷三、餘試校書郞、不願試人・太廟齋郞、凡四曾舉諸科・試祕書省正字、餘試校書郞、不願試人・太廟齋郞、凡四濟位、八月令學士院、試諸州進奉賀登位人、曾擧進士・試大理評事、等。
- (46) 『溫國文正司馬公集』卷二六、論進賀表恩澤剳子。(前略)竊見、諸路轉運使・提點刑獄・知州軍等、各遣親屬、進奉賀登極表、至京部、朝廷不問官職髙下・親屬遠近、一例推恩、乃至班行・幕職・權知州軍、或所遣之人、不係親屬者、亦除齋郎及差使殿侍、此蓋國初知州軍、或所遣之人、不係親屬者、亦除齋郎及差使殿侍、此蓋國初知州軍、或所遣之外、故有此例(中略)、其進表人、若係五服內親承五代姑息藩鎮之弊、故有此例(中略)、其進表人、若係五服內親承五代姑息藩鎮之弊、故有此例(中略)、其進表人、若係五服內親國、進奉賀登極表、至京諸路轉運使、其五服外親及不係親屬者、並量賜金帛罷去、
- (47) 『長編』卷一〇二一二、天聖二年二月癸亥。
- 復上其所撰演聖通論七十二卷・唐乘五十卷・五代史略四十三卷・將(48) 『長編』卷一○五一二○、天聖五年十二月辛卯。祕書監致仕胡旦、

- 月給米麥。 帥要略五十三卷、辛卯、以旦子形、為將作監主簿、仍詔襄州、增旦
- 『長編』卷一一五—一、景祐元年七月壬辰。
- (從七品)で普通なら恩蔭を貰えない。『長編』卷一一五一五、景祐元年八月辛酉の 黄鑑、 彼は 太常博士
- 同年十一月の宋敏求など。『長編』卷三七八―一七、元祐元年五月の賈黯、同卷三九一―五、

 $\widehat{51}$

50 49

- 五、康定元年十一月の孫駿の子日新の例。
 「長編』卷一一八一二、景祐三年正月の李宏の子允、同卷一二九一
- 皆攝太祝。 皆得蔭子弟。同、卷三九--四、至道二年四月、先是五品以上官任子、(53) 『長編』卷一八—八、太平興國二年三月。太祖受禪、文武五品以上、
- 宗にもみられる(『宋史』卷二六四)。 なお宰相の子が水部員外郎(從七品)で起家した例は沈倫の子沈縫授水部員外郎、加朝散階、呂蒙正固讓、止授九品京官、自是爲例。 現 長編』卷二九一八、端拱元年閏五月己丑。近制、宰相子起家、即
- 規定は翌年二月にも出されている(卷七一—五)。 臣使臣、不限品秩、及諸班・諸軍都虞候 並與一子恩。同じような(55) 『長編』卷七〇—一九、大中祥符元年十二月甲辰。詔、提點刑獄朝
- (56) 『國朝諸臣奏議』卷七四、上仁宗論蔭補旁親之濫。臣謹按、唐制五行教遣富人、使爲官者、故于兄弟叔姪之制、未違議也。有教遣富人、使爲官者、故于兄弟叔姪之射、未違議也。と、使爲以上、歲奏一人、自諸司副使以上、三歲奏一人、又無兄弟叔姪有教遣富人、使爲官者、故于兄弟叔姪之制、未違議也。と、以下「長編』卷一八二一一〇で補う)、蓋國初天下新定、人未樂仕、至『長編』卷一八二一一〇で補う)、蓋國初天下新定、人未樂仕、至『長編』卷一八二一一〇で補う)、蓋國初天下新定、人未樂仕、至『長編』を「中略」以下、
- 親、冒奏者、不以赦原、其後又以服屬之親疎、爲奏官之髙下、可謂屬遠近、天聖四年、始詔、臣僚奏薦子弟、須言服紀、不許奏無服之(57) 王栐『燕翼跆謀錄』卷三、奏薦以服屬。國初奏薦之制甚寬、不拘服

良法。

- (8) 『長編』卷一○五—一八、天聖五年十月。是月、翰林侍講學士刑部(8)『長編』卷一○五—一八、天聖五年十月。是月、翰林侍講學士刑部(5)『長編』卷一○五—一八、天聖五年十月。是月、翰林侍講學士刑部
- (5) 『長編』卷一○九―一四、天聖八年十二月庚午。詔書、考次國朝以上子、爲借職、餘爲下班殿侍・三班差職、餘爲借職、大將軍至刺史以齊郎、節度便・上將軍子、爲三班奉職、餘爲借職、大將軍至刺史以齊郎、節度便・上將軍子、爲三班奉職、餘爲下班殿侍・三班差使。
- 曹郎中・殿中侍御史・左右司諫・開封少尹、子或孫一人。 | 曹郎中・殿中侍御史・左右司諫・開書省左右司郎官・樞密院檢詳、若六居郎・舍人・中書門下檢正・尚書省左右司郎官・樞密院檢詳、若六異姓・門客・醫人各一人、東宮三師・三少至諫議大夫(權六曹侍郎、異姓・門客・醫人各一人、東宮三師・三少至諫議大夫(權六曹侍郎、
- (62) 『宋史』卷一五九、選舉志、補蔭之制。淳熙九年、始詔、滅任子員數、自宰相・執政・侍從・卿監・正郎・員外郎、分爲五等、每等降數、自宰相・執政・侍從・卿監・正郎・員外郎、分爲五等、每等降數、自宰相・執政・侍從・卿監・正郎・員外郎、分爲五等、每等降數、自宰相・執政・侍從・卿監・正郎・員外郎、分爲五等、每等降數、自宰中、共四、大臣元監斬革。
- を一つだけ紹介しておこう。司諫李會言、比年・大臣子弟、僅能勝(6) 本論では殆どふれなかったが、蔡京時代の恩蔭氾濫をまとめた記事

宋

の恩

制

『长巳』卷一二、異喜坛、北蔭之洲。召異之年、中書台人質思戏襄、鄧洵武子雍、並以曲恩倖例、列於從班(『文獻通考』卷三四)。余深子章兄淸、王黼子閎、白時中子彥暉、執政蔡卞子仍、鄧洵仁子余深子章兄淸、王黼子閎、白時中子彥暉、執政蔡卞子仍、鄧洵仁子太、卽簉從列、遇大禮、亦得奏補、其稚年顯貴、身旣濫矣、未有子、衣、卽簉從列、遇大禮、亦得奏補、其稚年顯貴、身旣濫矣、未有子、

- (4) 『宋史』卷一一二、選舉志、補蔭之制。紹興七年、中書舍人趙思誠「宋史』卷一一二、選舉志、補蔭之制。紹興七年、中書舍人趙思誠
- 遇郊藋、許奏一名、其大功已下、三遇郊藋、許奏一名。略)、其每遇郊藋、合奏得親屬者、除子孫依舊外、 其餘期親、 候再(65) 『長編』卷一七三—八、皇祐四年九月甲辰。詔、今後文武臣僚(中
- (6) 『長編』卷三〇三一六、元豐三年三月乙丑の條。
- (67) 『長編』卷四一九一八、元祐三年閏十二月甲寅。(前略)、制、今後、
- 槍の孫を教えて門客と呼ばれたことなどはその一例でる。(8) 陸游『老學庵筆記』卷三、秦槍の十客の一人に敷えられる曹冠が、
- 、夫與三班借職、所乞召門客、不行。とみえる。と與三班借職、所乞召門客、不行。とみえる。至子には、環慶路副總管曲珍言、子卞死事、蒙推恩六資、乞與壻、五子には、環慶路副總管曲珍言、子卞死事、蒙推恩六資、乞與壻、 長編』卷一八七-四、嘉祐三年二月己巳には、禮部賞院言、近制、
- 八年六月の太妃門客兊彦章などをあげられる。 (70) 『宋史』卷一五九、選擧志、補蔭之制。(元祐五年)、舊大妃用龍興節奏家、十年一奏門客、而太妃未有法、紹聖初、詔、皇太妃用龍興節奏家、十年一奏門客、而太妃未有法、紹聖初、詔、皇太妃用龍興節奏
-) 前注の規定より先行する元豐の薦擧令では、門客、因蔭補而授官者、

 $\widehat{71}$

- 月)。 並不許參選と明記されている(『長編』 三八〇――七、 元祐 元年 宍
- 客扱いにして恩蔭の假承務郎を與えたという論旨になる。客となっていればそれは不法だがまだしも、そうでない者すら、門門客、特以賄交、去歲大禮、遂奏繒、爲假承務郎。この表現では門門客、特以賄交、去歲大禮、遂奏繒、爲假承務郎。この表現では門客となっていればそれは不法だがまだしも、そうでない者すら、門客となる。
- (73) 試銜とは、王林の『燕翼貽謀錄』に、國初、假試官、乃以恩澤補授、不理選限、太宗皇帝即位、牧伯皆遣子弟、奉方物爲賀、悉以試七選、東部南曹赴調引對、始授以官、自後假試、方得齒仕版矣(なお『長編』卷一八一八、大平與國二年三月の條參照)、 とあるように、最綱は正規銓選ルートからはずされたグループだったが、の ちに はで宋史』卷一六九、職官志、試秩に見られるように、次の太廟・郊山東郎より上位、正規の京官寄祿より下に置かれる任子たちに與えた。
- こゝ。 衣川强「宋代の俸給について」(『東方學報』京都四一)を参照され 衣川强「宋史』卷一七一、職官志、奉祿匹帛の項。なお俸給制に關しては、
- (75) 『長編』卷一五八一六、慶曆六年四月壬子。權御史丞張方平言、臣行為,及領御史中丞、見本臺天聖班簿、京朝官不及二千員、今二千餘員、及領御史中丞、見本臺天聖班簿、京朝官不及二千員、今已五十分,是編』卷一五八一六、慶曆六年四月壬子。權御史丞張方平言、臣
- (76) 『長編』卷三八六一六、元祐元年八月辛亥。(前略)、今之士大夫、列於版籍者、可謂至冗矣、京官自承務郎至朝議大夫、凡二千八百餘,《長編』卷三八六一六、元祐元年八月辛亥。(前略)、今之士大夫、
- 錄、習辭業者、或試論詩賦、詞理可采、不達程式、爲中格、習經業以上、遇郊、限半年、赴銓試、命兩制三員、鎖試于尚書省、糊名膽(77) 『長編』卷一四五、慶曆三年十一月丁亥。(前略)、凡選人年二十五

- 舉者、補司士參軍、或不赴試、亦無擧者、永不預選。選以上經三試、至選滿、有京朝官保任者三人、補遠地判司簿尉、無者、人專一經、兼試律十道、而通五爲中格、聽預選以上經兩試、九
- 知州・通判保擧者五人、入親民、顧易武弁者聽。民。經三試、朝臣保擧者三人、與下等釐物務、兩任無私犯、監司或中格者、調官兩任、無私罪、有監司・知州・通判保擧官三人、入親中格者、調官兩任、無私罪、有監司・知州・通判保擧官三人、入親
- 年二十五歲、乃許注官。 天聖令、以蔭出身、應授職任者、遷滿、或遇恩放選、或因奏乞、皆天聖令、以蔭出身、應授職任者、遷滿、或遇恩放選、或因奏乞、皆
- 年過二十、必五服親,乃得蔭。 年(79)の後文。蔭長子孫、皆不限年、諸子孫須年過十五、若弟姪須
- 82 注官、 即與差遣(一部『宋史』卷一五八、 人、初出官、罷試詩、年二十以上、許投乞試、如所試依得、放選等 三年、與注官、 曹主判官、撰式考試、第爲三等、申中書、上等発選注官、入優等者 前流內銓投狀、試斷案二道・或律令大義五道・或議三道、 亦未嘗試其所能、 依判・超例升資、無出身者、賜出身、如試不中、或不能就試者、及 三道、因循積弊、 『長編』卷二二七一一、熙寧四年十月壬子朔。中書言、 卽與差遣、優等賜出身、試不中、或不能就試、如年及三十者、 例與放選、以致奏補初仕之人、年二十五以上、試詩一首、方許 猶爲無取、 即不得入縣令・司理・司法(中略)、 遂成虛文、今欲應得替合守選人、歲限二月八月以 使之釐務、往々廢職、及銓曹舍注官人、例須試判 其閒有才能者、須俟及年、頗爲淹滯、 『文獻通考』卷三四にて字句を 奏補京朝官選 中才以下、 法官同銓

84 83 王林『燕翼貽謀錄』卷一、吏銓試書判。建隆三年(中略)、 詔令吏部立法・申尚書省、本部今修立下條、 應求仕及選人、並試判三道(中略)、後因銓部姑應故事、 齎所試書判、以備奏御(中略)、景祐元年正月、遂廢書判、爲銓試。 雖文繆書不成字者、亦令注官、故眞宗景德元年八月、令銓試引對、 『長編』卷四七一—一七、元祐七年三月戊申。(前略)熙寧閒、峻 無出身人・年二十五歲以上、聽赴選、非應免省者、候試中注官 凡試中、許年二十注官、由是閻增冗員、臣願並復天聖故事 諸有出身人・年二十以 不分臧否、 詔、今後

 $\widehat{92}$

85 86 舊有之、凡任子若同進士出身人、皆赴,建炎兵火之後權停、紹興三 李心傳『建炎以來朝野雜記』甲集卷一二、初出官人銓試。銓試者、 無出身人、許習經義・詩賦・時議、或刑統義・斷案。

年雖未及、而願先試者聽。

(中略)、並從之。

- 而無一偏之失、事下吏部、乃命任子如所請。 經義,曰詩賦、曰時義、曰斷案、曰律義、願試一場者聽、議者謂、 乞,命有官人、銓試、並兼習兩場、故事、銓試有官人、分五場、曰 李心傳『建炎以來繫年要錄』卷一四一、紹興十一年九月癸亥。言者 欲使之明法令、乞令二者、 試之以經義・詩賦・時義者、欲使之通古今、試之以斷案・律義者、 各無一場、庶使人人、明古今、 通法令、
- 87 まとまった記事が集められており、ここに述べたような事實がみえ 『會要』選擧二六ノ一以降には、南宋の隆興以後の銓試に關する
- 88 文。なお、 『朝野類要』卷二、 前注の『會要』銓試の項にも呈試、 武臣奏補人、銓試弓馬者、 拍試の用語が散見し 謂之拍試、

100

89 太廟齋郎、入中下州判司、中縣簿尉。郊社齋郎、(中略)、入下州判 『宋史』卷一六九、職官志、吏部流內銓諸色入流及循資磨勘選格に トの違いは、拙論「宋初の寄祿官とその周邊」の第一章を参照さ 中下縣簿尉とある。この判司簿尉や州のランクによる選人のポ

宋 代

の

恩

制 度

- 90 歐陽脩『歐陽文忠公文集』卷三三、梅聖兪墓誌銘
- 91 司馬光『溫國文正司馬公集』卷七九、 尚書駕部員外郎司馬府君墓誌
- 卷一〇一一三、天聖元年八月己未では八年が六年になっている。 朝官、監當及八年、而無私罪者、不以課利增虧、 『長編』卷一〇六一二一、天聖六年十一月甲辰。詔審官院、 與親民。 なお同書
- 93 曾鞏『元豐類藁』卷四三、都官員外郎胥君墓誌銘。

94

- 孤寒登第・更仕宦・書考無過者、爲之。 司·開封府諸曹參軍、 『長編』卷一〇四一四、 及赤縣丞、用貴游子弟、 天聖四年三月壬午。 (中略)、王臻建言、三 驕惰不習事、請易以
- 95 その內容は周藤吉之「北宋における提擧在京諸司庫務司と提點在京 倉草場所の興廢」(『白山史學』一四)でのべられている。
- 97 $\widehat{96}$ 未歷事者、不得令監在京諸倉。 並選嘗歷任京朝官、其補蔭子弟、雖經監臨、而失陷官物者、 『長編』卷一〇〇一九、天聖元年四月乙未。詔審官院、 『長編』卷五六—一九、景德元年七月乙未。詔、三班使臣、 監在京庫務、 以補蔭 毋得差
- 『溫國文正司馬公文集』卷七八、右班殿直傅君墓誌銘。
- 99 $\widehat{98}$ 御史王楷子克、同三傳出身、右補闕吳光輔子用之、右贊善大夫劉师 道子傳慶、並同學究出身、皆就學士院、試所業、然後命之。 王事者、得錄其子、於是右贊善大夫陸光佩子坦、賜進士出身、監察 『長編』卷一四一三、開寶六年三月。先是、 詔 朝臣有將命遠方死
- 此甚弊政、 人、每覃慶、中書皆授攝官、 『長編』卷三九一四、至道二年四月。先是、五品以上官任子、皆攝 上謂宰相曰、膏粱之族、官勳固已榮、子孫仕宦者、多至四五 亟宜革之、 丁未、 未幾卽補正員、不數十年、遂通閨籍、 詔、自今、止賜同學究出身、依例選
- 101 注(38)に既出。
- 102 このほか、王林『燕翼貽謀錄』卷四には、 國朝、 自眞宗時、 法令蹇

述べられている。 大抵皆公卿大臣、牽於人情、而不可拒者、積日累月、不可數計。と、,臣僚或以恩澤及所轉官、爲子孫乞賜科名、則召試而授之(中略)、

- 能元節、奏薦親屬、自今、毋得乞進士及第幷出身。(函) 『長編』卷一○四─一一、天聖四年六月乙未。詔、臣僚因南郊・或
- (16) 『長編』卷一四六十六、慶曆四年正月丙戌。詔、自今、臣僚毋得以底,是編』卷一四六十六、慶曆四年正月丙戌。詔、自今、臣僚毋得以。 「長編』卷一四六十六、慶曆四年正月丙戌。詔、自今、臣僚毋得以 は決して減っていない。
- 賜同進士出身、方可執政、蓋國朝法也と書かれている。(⑪) 南宋時代の『朝野類要』卷三には、元非科擧入仕、而特蒙大用、或
- (18) 『琬琰集删存』卷二、宋諫議敏求墓誌(范鎭撰)。
- 所以待天下英俊、不可私授、止令於館閣讀書、且降是詔。毋得增員、時樞密副使張土遜、請以其子友直、爲校勘、上謂、館閣(⑾) 『長編』卷一○四丨八、天聖四年五月辛卯。詔、館閣校勘、自今、
- 子思、賦堪・詩低次、詔、公綿充集賢校理、子思充祕閣校理。なお館閣對讀書籍呂公綿、賦稍優・詩稍堪、光祿寺丞・館閣對讀書籍張)『會要』選擧三一―二八。天聖十年二月十九日。學士院試大理寺丞

 $\widehat{110}$

卷一四五、慶曆三年十一月癸未)。この處置に對し、歐陽脩はのちに嚴しく非難を浴せている(『長編

- (Ⅲ) 『范文正公文集』卷一三、尚書度支郎中充天章閣待制王公墓誌銘。
- (II) たとえば、森田憲司「成都氏族譜小考』(『東洋史研究』三六―三)、 叢』二一)以下同氏による地域別の同様な論考が六つほどある。(II) 青山定雄「宋代における華北官僚の系譜について」(『聖心女子大論
- 伊原弘「南宋四川における定居士人」(『東方學』五四)。たとえば、森田憲司「成都氏族譜小考』(『東洋史研究』三六―三)、

114

- 則必中選、就令屢試不中、年及三十亦得出仕。 で職入流者凡四、進士・補蔭與夫約粟得官・百司胥吏是也、自武職文職入流者凡三、武擧・補蔭與夫百司胥吏是也。計其才行、可以居官治事者、納粟・胥吏不如補蔭、補蔭不如進士・武擧。(中略)、彼貴游事者、納粟・胥吏不如補蔭、補蔭不少進士・武擧。(前略)、竊見、今之自『長編』卷三八六―七 元祐元年八月辛亥。(前略)、竊見、今之自
- 得已、何用應學。 (II) 『楊龜山語錄』卷四、(前略)、且資蔭得官、與進士官勝、以資蔭爲慊、此自後世流俗之論、至使人恥受其祖父之以進士爲勝、以資蔭爲慊、此自後世流俗之論、至使人恥受其祖父之以進士爲勝、以資蔭爲慊、此自後世流俗之論、至使人恥受其祖父之
- (11) たとえば、國都開封の諸官廳や、周圍の縣官のポストが、呂公著の(12) たとえば、國都開封の諸官廳や、周圍の縣官のポストが、呂公著の文論集』九ノ一・二)の論考がある。